

山口県報

平成25年
12月24日
(火曜日)

目次

○告示	指定施業要件の変更予定保安林(萩市)(森林整備課).....	一
	漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意(水産振興課)	二
	道路の区域の変更(道路整備課)	二
	道路の供用の開始(道路整備課)	二
	急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課)	三
	県が港湾管理者たる港湾の港湾区域に関する告示の一部改正(港湾課)	三
○公告	平成二十五年山口県補正予算の要領の公表(財政課).....	三
	大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(三件)(商政課)	七
	基本測量の実施の終了(監理課)	〇
	防府都市計画緑地の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)	〇
	開発行為に関する工事の完了(建築指導課)	〇
○選管告示	海区漁業調整委員会の委員の解職の請求に係る有権者総数の三分の一の数	一
	山口県告示第四百九十号	一
	森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を次のように変更する予定である。	一



平成二十五年十二月二十四日

山口県知事 山本 繁太郎

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

萩市大字佐々並字原東平一九三〇から一九三二まで、一九三四の一、一九三五から一九三七まで、一九三八の一から一九三八の三まで、一九三九、一九四〇、一九四二、一九四三、字方便一九四四から一九四六まで、一九四七の一、一九四七の二、一九四八の一、一九四八の二、一九五〇から一九五四まで、一九五六から一九五八まで、一九六二の二、一九六二の三、一九六四から一九六六まで、一九六七の一、一九六七の二、一九六八、一九六九の一、一九七〇の一、一九七〇の三、一九七一、一九八六の一、一九八六の六、一九八六の一〇、一九八六の二、一九八六の一五、一九八六の一六、一九八六の一八から一九八六の二七まで、一九八六の四〇から一九八六の四四まで、一九八六の四六、一九八六の四八、一九八六の四九、一九八六の五五から一九八六の六四まで、一九八六の六六から一九八六の六九まで、一九八六の七八から一九八六の九〇まで、一九八六の九六、一九八六の九七、二五七四、二五七七、字コノノ浴一九四四の八、一九四四の九、一九四四の一四から一九四四の五三まで、一九四四の七三から一九四四の八三まで、一九四四の一〇四(次の図に示す部分に限る。)、字上ノ原二五五八、字若藪二五五九の一、二五六〇、二五六二の一、二五六三

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 主伐として伐採をすることができる立木は、萩市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部林政課に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

萩市大字紫福字猪鹿谷三三五の一、三三五の四、三三五の五八、三三五の六一、字

下祿地一三五七、三一九七、六九〇七、字上中野一三六九の一、字祿地一三七一の二
 二(次の図に示す部分に限る。)、一三七一の二九、字三百田二二二六、大字山田字
 奥野五九九の一、字本浴六六六の一
 二 保安林として指定された目的
 土砂の流出の防備
 三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、萩市森林整備計画で定める標準伐
 期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水
 産部森林整備課及び萩市農林水産部林政課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第四百九十一号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百二十二条の二第二項の規定によ
 る届出を審査した結果、次の加入区について、同法第百十二条第一項の規定による同意
 があつたと認められた。

平成二十五年十二月二十四日

東和町東部加入区	白木加入区	山口県知事	山本 繁太郎
徳山市加入区	山口市加入区	橘加入区	上関加入区
彦島加入区	豊浦町加入区	山陽小野田市加入区	下関市東部加入区
		萩市中部加入区	

山口県告示第四百九十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道
 路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十五年十二月二十四日から一月間山口県土木建築部道路整備
 課において一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月二十四日

山口県知事 山本 繁太郎

道路の種類 県道
 路線名 下関美祿線
 道路の区域

区	間		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
	新	旧			
美祿市西厚保町原字深土一〇四五の 一五地先から 同市西厚保町原字森ノ上一〇三の 一地先まで	新	旧	最狭 二七・〇九	一、二八五・六	道路改良工事の 完了による。
	最狭 七二・〇六	一、一三九・二			

道路の種類 県道
 路線名 秋掛錦線
 道路の区域

区	間		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
	新	旧			
岩国市本郷町本谷字方勤小屋九二三 地先から 同市本郷町本郷字流田三四二七地先 まで	新	旧	最狭 三一・〇五	一九〇・六	道路改良工事の 完了による。
	最狭 二八・〇〇	一三七・〇			
岩国市本郷町本郷字畑三三六九地先 から 同市本郷町本郷 同字三三五五の一 地先まで	新	旧	最狭 六三・八	一三七・〇	道路改良工事の 完了による。
	最狭 二八・〇〇	一三七・〇			

山口県告示第四百九十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道
 路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十五年十二月二十四日から一月間山口県土木建築部道路整備
 課において一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月二十四日

山口県知事 山本 繁太郎

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 下関美祢線	美祢市西厚保町原字深土二〇四五の二地先から 同市西厚保町原字森ノ上一〇三の二地先まで	平成二十五年十一月二十五日

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
秋掛錦線	岩国市本郷町本谷字方勤小屋九二二地先から 同市本郷町本郷字流田三四二七地先まで 岩国市本郷町本郷字畑三三六九地先から 同市本郷町本郷 同字三三五五の二地先まで	平成二十五年十一月二十五日

山口県告示第四百九十四号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）（第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

平成二十五年十二月二十四日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 区域の名称
中筋地区
- 二 区域の範囲
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた区域

市名	大字名	字名	地番	標柱番号
柳井市	神代	上田中	三六四三の二 三六四三の二地先 一一七七一 一一七七一 一一七七一	一号 二号 三号 四号

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	上田中	〃	河久保	〃	寄江	〃	〃	〃
一二七七の一	三六四五の一	三六五三の一	三六五五の二	三六六〇の一	三六五九	二七五の一	二七四	二七五の一	二七六の一
十四号	十三号	十二号	十一号	十号	九号	八号	七号	六号	五号

山口県告示第四百九十五号

県が港湾管理者たる港湾の港湾区域に関する告示（昭和三十九年山口県告示第八十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年十二月二十四日

山口県知事 山本 繁太郎

表徳山下松港の項中、「椎木岬突端、大津島丸山崎」を「赤崎三角点（七一・四八メートル）、大津島郷屋三角点（一四二・四二メートル）」に改める。



（四三六）平成二十五年山口県補正予算の要領の公表

平成二十五年十一月山口県議会定例会で議決された平成二十五年山口県補正予算の要領は、次のとおりです。

平成二十五年十二月二十四日

山口県知事 山本 繁太郎

平成25年度山口県一般会計補正予算（第5号）

平成25年度山口県一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）

10教 育 費

1 教育総務費	222,881	142,415,849	142,638,730
2 小学校校費	5,147	17,828,708	17,833,855
3 中学校校費	88,407	43,722,700	43,811,107
4 高等学校校費	57,824	27,188,881	27,246,705
7 特別支援学校費	47,665	28,417,276	28,464,941
8 社会教育費	21,354	12,099,302	12,120,656
9 保健体育費	1,983	1,747,202	1,749,185
11 学 事 費	400	530,946	531,346
合 計	371,156	714,406,627	714,777,783

第2表 繰越明許費 (単位 千円)

款	項	事	項	金額
3 民 生 費	4 児 童 福 祉 費	児童健全育成対策費		298,962
6 農 林 水 産 業 費	4 林 業 費	広域基幹林道開設事業費		252,784
	4 林 業 費	一般治山事業費		661,497
	4 林 業 費	水源地域緊急整備事業費		46,563
	4 林 業 費	林地荒廃防止事業費		20,650
	5 水 産 業 費	広域水産物供給基盤整備事業費		115,500
8 土 木 費	2 道 路 橋 り よ う 費	交通安全施設整備事業費		400,292
	2 道 路 橋 り よ う 費	単独交通安全施設整備事業費		47,323
	2 道 路 橋 り よ う 費	道路災害防除費		359,011
	2 道 路 橋 り よ う 費	道路改良費		2,001,040
	2 道 路 橋 り よ う 費	単独道路改良費		696,367
	2 道 路 橋 り よ う 費	道路調査費		20,777
	2 道 路 橋 り よ う 費	橋りょう補修費		444,252
	3 河 川 海 岸 費	広域河川改修費		357,326

10 教 育 費	4 高 等 学 校 費	5 都 市 計 画 費	4 港 湾 費	周防高潮対策事業費 河川工作物関連応急対策事業費 河川災害関連事業費 河川受託事業費 通常砂防事業費 急傾斜地崩壊対策事業費 港湾改修費 港湾既存施設有効活用促進事業費 海岸防災事業費	315,412 10,193 75,600 35,000 212,105 205,472 386,000 23,700 118,888
合 計	計	校舎改築費	都市計画街路整備事業費 単独都市計画街路整備事業費 都市公園整備事業費	819,939 365,279 781,080 445,801	
合 計	計			9,552,813	

第3表 債務負担行為補正
変更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
1 経営安定支援資金(経営力強化支援金保証協会)に係る山口県信用保証協会に提供する損失補償	平成25年度から平成35年度まで	山口県信用保証協会が平成25年度に4,000,000千円を限度として経営安定支援資金(経営力強化支援金)に提供する損失補償に相当する額	平成25年度から平成35年度まで	山口県信用保証協会が平成25年度に7,000,000千円を限度として経営安定支援資金(経営力強化支援金)に提供する損失補償に相当する額

平成25年度下関漁港地方卸売市場特別会計補正予算(第2号)

平成25年度山口県の下関漁港地方卸売市場特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ118千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ544,744千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 (単位 千円)

歳 入	歳 出	補 正 額	補正前の額	計
5 繰 入 金		118	243,558	243,676
	1 他会計繰入金	118	243,558	243,676
歳 入 合 計		118	544,626	544,744
歳 出				
1 下関漁港地方卸売市場場費		118	544,626	544,744
	2 市場管理費	118	408,068	408,186
歳 出 合 計		118	544,626	544,744

平成25年度流域下水道事業特別会計補正予算(第2号)

平成25年度山口県の流域下水道事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ77千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,454,285千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 (単位 千円)

歳 入	歳 出	補 正 額	補正前の額	計
3 繰 入 金		77	188,374	188,451
	1 他会計繰入金	77	188,374	188,451

歳 入 合 計 77 1,454,208 1,454,285

歳 出 合 計 77 1,454,208 1,454,285

1 流域下水道事業 1 流域下水道費 77 1,454,208 1,454,285

平成25年度港湾整備事業特別会計補正予算(第2号)

平成25年度山口県の港湾整備事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ200千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,563,157千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 (単位 千円)

歳 入	歳 出	補 正 額	補正前の額	計
5 県 債		200	1,483,900	1,484,100
	1 県 債	200	1,483,900	1,484,100
歳 入 合 計		200	3,562,957	3,563,157
歳 出				
1 港湾整備事業費		200	3,562,957	3,563,157
	1 港 湾 費	200	3,562,957	3,563,157
歳 出 合 計		200	3,562,957	3,563,157

第2表 繰越明許費 (単位 千円)

歳 出	補 正 額	補正前の額	計
2 繰越明許費	200	3,562,957	3,563,157

款	項	事	項	金額
/	港湾整備事業費	/	港湾整備費	5,500

第3表 地方債補正
変更 (単位 千円)

起債の目的	補正		補正		後償還の方法
	限度額	利率	限度額	利率	
港湾整備事業	1,483,900	8.0%	1,484,100	8.0%	元利均等半年賦又は等半年賦等30年以内
	証書借付方法は、証券借付方法とし、利率は、貸付利率に引当し、償還については、直し率による。		証書借付方法は、証券借付方法とし、利率は、貸付利率に引当し、償還については、直し率による。		元利均等半年賦又は等半年賦等30年以内

平成25年度電気事業会計補正予算 (第2号)

(総則) 第1条 平成25年度山口県の電気事業会計の補正予算 (第2号) は、次に定めるところによる。

第2条 平成25年度電気事業会計予算 (以下「予算」という。) 第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

科	目	補正予定額	既決予定額	計
第2款	電気事業費用	772千円	1,292,741千円	1,293,513千円
第1項	営業費用	772千円	1,227,544千円	1,228,316千円

(議会の議決を経なければ流用することできない経費)

第3条 予算第7条中「職員給与と費454,774千円」を「職員給与と費455,546千円」に改める。

平成25年度工業用水道事業会計補正予算 (第2号)

(総則) 第1条 平成25年度山口県の工業用水道事業会計の補正予算 (第2号) は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成25年度工業用水道事業会計予算 (以下「予算」という。) 第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

科	目	補正予定額	既決予定額	計
第2款	工業用水道事業費用	1,287千円	5,762,752千円	5,764,039千円
第1項	営業費用	1,287千円	5,157,382千円	5,158,669千円

(議会の議決を経なければ流用することできない経費)

第3条 予算第8条中「職員給与と費721,831千円」を「職員給与と費723,118千円」に改める。

(四三九) 大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六條第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

前届出日は、平成二十五年十一月二十四日から平成二十六年四月二十四日までの間、山口県国土労働部商政課及び山口県経済産業部商工振興課において公表の縦覧に供しなす。

平成二十五年十二月二十四日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 マックスバリュ吉敷店
所在地 山口市大字吉敷二五七五の一
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 所 代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社 山口県中區段原一丁目三の五一一 加栗 章男
株式会社 代表取締役 岡田正一の井手五六三六の五 岡永 幸昭
株式会社 代表取締役 岡田正一の井手五六三六の五 岡永 幸昭
- 三 届出に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗を 設置する者の代表 者の氏名	大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名	大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名	大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名
株式会社岩崎宏健堂	〃	河戸憲一郎	富永 幸朗
〃	〃	〃	〃

四 届出年月日

平成二十五年十二月五日

五 変更年月日

平成二十五年十一月一日

(四三八) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次
とおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十五年十二月二十四日から平成二十六年四月二十四日までの間、
山口県商工労働部商政課及び柳井市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。
平成二十五年十二月二十四日

山口県知事 山本 繁太郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオン柳井ショッピングセンター

所在地 柳井市大字柳井一七四〇の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 代表者の氏名

マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南一丁目三の五二

株式会社 加栗 章男

株式会社ナフコ 北九州市小倉北区魚町二丁目六番一〇号 石田 卓巳

株式会社岩崎宏健堂 周南市下一の井手五六三六の五 富永 幸朗

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗を 設置する者の代表 者の氏名	大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
河戸憲一郎	〃	〃	富永 幸朗

大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名	株式会社岩崎宏健堂	〃	〃
---------------------------------------	-----------	---	---

四 届出年月日

平成二十五年十二月五日

五 変更年月日

平成二十五年十一月一日

(四三九) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次
とおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十五年十二月二十四日から平成二十六年四月二十四日までの間、
山口県商工労働部商政課及び下関市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供しま
す。
平成二十五年十二月二十四日

山口県知事 山本 繁太郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめモール下関

所在地 下関市新椋野一丁目一〇一七番

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 代表者の氏名

株式会社イズミ 広島市東区二葉の里三丁目三番一号 山西 泰明

株式会社ジュンテンドー 島根県益田市下本郷町二〇六の五 飯塚 正

ゼビオ株式会社 福島県郡山市朝日三丁目七番三五号 諸橋 友良

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗を 設置する者の名称	大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
〃	〃	(仮称) 棕野シヨッ ピングセンター	株式会社ジュンテ ン
〃	〃	〃	ゼビオ株式会社

名 称 住 所 代表者の氏名

株式会社イズミ 広島市東区二葉の里三丁目三番一号 山西 泰明

株式会社ジュンテンドー 島根県益田市下本郷町二〇六の五 飯塚 正

ゼビオ株式会社 福島県郡山市朝日三丁目七番三五号 諸橋 友良

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗を設置する者の住所	〃	広島市南区京橋町二番二二号	〃
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	株式会社イズミ	〃	〃

四 届出年月日
平成二十五年十二月九日

五 変更年月日
平成二十五年十一月二十五日

(四四〇) 基本測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第二項の規定により、国土交通省
国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終了した旨の通知がありました。

平成二十五年十二月二十四日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 作業の種類
基本測量(空中写真撮影及びオルソ画像作成)
- 二 作業の地域
岩国市
- 三 作業の期間
平成二十五年五月二十日から同年十一月二十九日まで
- 一 作業の種類
基本測量(標高データ及びオルソ画像作成)
- 二 作業の地域

三 下関市、宇部市、山口市、美祢市及び山陽小野田市
作業の期間
平成二十五年七月一日から同年十一月二十九日まで

(四四一) 防府都市計画緑地の変更に係る図書の写しの縦覧

防府市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による防府都市計画緑地の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十五年十二月二十四日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 都市計画の種類及び名称
防府都市計画緑地二新橋赤間緑道
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課

(四四二) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十五年十二月二十四日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
山陽小野田市大字小野田字二ノ薄笹、字一ノ薄笹及び字大谷
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
山陽小野田市大字小野田一〇八番地の一
株式会社きららプロパティ

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
熊毛郡田布施町中央南
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

熊毛郡田布施町大字下田布施七〇四番地の一
マツト株式会社



山口県選挙管理委員会告示第百三十四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十九条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、次のとおりである。

平成二十五年十二月二十四日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

海 区 名 三分の一の数

山口県日本海海区 一、五二七

山口県瀬戸内海海区 一、八四三

平成二十五年十二月二十四日印刷

発行人所

山口県知事